

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和元年9月6日 13時45分ごろ
発生場所	広島県尾道市 ^{いんのしげい} 因島重井港 重井港西浜第3防波堤北灯台から真方位107°250m付近 （概位 北緯34°20.5′ 東経133°08.4′）
事故の概要	旅客船シトラスは、出港操船中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月14日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 シトラス、18トン 250-11652広島、個人所有、株式会社瀬戸内クルージング （運航者）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾部のハンドレール及び右舷船尾部の乗降用タラップの 開閉部に曲損 棧橋 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客11人を乗せ、右舷横付け で左舷正横から風力3の風を受けて出港中、右舵一杯として両舷主機 を半速力前進とし、因島重井東棧橋（以下「本件棧橋」という。）か ら船尾を離れた後、舵を中央として両舷主機を半速力後進とし、本船 と本件棧橋との横距離が十分にあると思い、左舵を取って両舷主機を 半速力前進とし、北進しようとしたところ、右舷船尾部が本件棧橋と 衝突した。 船長は、本船の右舷船尾部に損傷を生じたが、航行に支障がなかつ たので、航行を続けた。
分析	本船は、左舷正横から風力3の風が吹く状況下、出港操船中、船長 が、本件棧橋と船尾との横距離をとる目的で主機と舵を適宜使用した 後、本船と本件棧橋との横距離が十分でない状態で、左舵を取って両 舷主機を半速力前進とし、北進しようとしたことから、右舷船尾部が 本件棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、左舷正横から風力3の風が吹く状況下、本船が出港操船 中、船長が、本件棧橋と船尾との横距離をとる目的で主機及び舵を適 宜使用した後、本船と本件棧橋との横距離が十分でない状態で、左舵 を取って両舷主機を半速力前進とし、北進しようとしたため、右舷船

	尾部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、気象、海象及び自船の操縦特性を考慮して慎重な操船を行うこと。